

(参考資料1)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等：平成26年5月15日現在

福島県	出荷制限	摂取制限
原乳	2市6町3村※1	—
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	1市6町3村※2	1市6町3村※2
結球性葉菜類 (キャベツ等)		
アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
カブ		
原木シタケ(露地栽培)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	飯館村
原木シタケ(施設栽培)	伊達市、川俣町、新地町	—
原木ナメコ(露地栽培)	相馬市、いわき市	—
キノコ類 (野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、会津美里町、下郷町、只見町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村、飯館村	南相馬市 いわき市 棚倉町
たけのこ	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、三春町、広野町、楢葉町、新地町、大玉村、天栄村、西郷村、川内村、葛尾村	—
わさび (烟において栽培されたものに限る。)	伊達市、川俣町	—
うど(野生のものに限る。)	須賀川市、相馬市、広野町、葛尾村	—
くさつて(ごみ)	福島市、二本松市、伊達市、郡山市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、古殿町、三春町、楢葉町、大玉村、葛尾村	—
くさつて(ごみ) (野生のものに限る。)	会津美里町	—
こしあぶら	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、南会津町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、昭和村、川内村、葛尾村	—
ぜんまい	二本松市、郡山市、須賀川市、相馬市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、川内村、葛尾村	—
ぜんまい(野生のものに限る。)	広野町、大玉村	—
うわばみそう(野生のものに限る。)	須賀川市、国見町	—
たらのめ(野生のものに限る。)	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、川俣町、鏡石町、古殿町、瑞町、猪苗代町、広野町、新地町、大玉村、西郷村、泉崎村、鮫川村、川内村、葛尾村	—
ふき(野生のものに限る。)	桑折町、楢葉町	—
ふきのとう(野生のものに限る。)	福島市、伊達市、田村市、相馬市、桑折町、国見町、川俣町、広野町、楢葉町、葛尾村	—
わらび	福島市、伊達市、喜多方市、南相馬市、いわき市、川俣町、楢葉町、鮫川村、葛尾村	—
わらび(野生のものに限る。)	二本松市、広野町	—
ウメ	南相馬市	—
ユズ	福島市、伊達市、南相馬市、いわき市、桑折町	—
クリ	二本松市、伊達市、南相馬市、いわき市	—
キウイフルーツ	相馬市、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字蘆森、原町区馬場字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)	—
小豆	福島市(旧大笹生村の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
雑穀 大豆	南相馬市(旧太田村の区域に限る。)	—
	福島市(旧田村市、旧田野村、旧立子山村、旧佐倉村、旧水保村及び旧庭塚村の区域に限る。)、二本松市(旧小浜町及び旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村及び旧富野村の区域に限る。)、本宮市(旧木沢村(白沢村)の区域に限る。)、郡山市(旧高野村の区域に限る。)、須賀川市(旧長沼町の区域に限る。)、南相馬市(旧石神村の区域に限る。)、桑折町(旧伊達塙村の区域に限る。)、大玉村(旧玉井村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)	—
米(平成23年産)	福島市(旧福島市及び旧小国村の区域に限る。)、二本松市(旧洪川村の区域に限る。)、伊達市(旧堰本村、旧柱沢村、旧富成村、旧掛田町、旧小国村及び旧町館の区域に限る。)	—
米(平成24年産)	※3(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成25年産)	※4(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
米(平成26年産)	※5(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)	—
ヤマメ(養殖を除く。)	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、太田川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	新田川 (支流を含む。)
ウダイ	秋元湖、猪苗代湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川及びその支流を除く。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の上流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。)及び同県内の只見川のうち庵ダムの上流(支流を含む。)、只見ダムの上流を除く。)	—
ウナギ	福島県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
アユ(養殖を除く。)	真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。)及び福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)	—
イワナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、酸川の支流、只見川のうち本名ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流(支流を含む。)。ただし、東山ダムの上流を除く。)及び同県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
コイ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、日橋川のうち門ダムの上流を除く。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)及び同県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
フナ(養殖を除く。)	秋元湖、小野川湖及び檜原湖並びにこれらの湖に流入する河川(支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流(支流を含む。)、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、真野川(支流を含む。)及び同県内の阿武隈川(支流を含む。)	—
水産物40種※6	最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国排他的な經濟水域の外縁線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	—
牛の肉※7	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。	—
イノシシの肉	全域	6市10町4村※8
カルガモの肉	全域	—
キジの肉	全域	—
クマの肉	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、会津若松市、喜多方市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、瑞町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、北塙原村、湯川村、昭和村、楢枝岐村	—
ノウサギの肉	全域	—
ヤマドリの肉	全域	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋町、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字木暮、原町区馬場字五台山、原町区馬場字梯巻、原町区馬場字御前原、原町区片平字津及原町区大字原と田坂の区域)、川俣町(山木屋の区域に限る)、楢葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径2キロメートル圏内の区域に限る)、葛尾村、飯舘村

（左）掛田村・山縣町山川（隠る）。（右）佐野村・保原町所沢、今井田・久保田、田中伸、西山郡・菅原町、平井、前田、内藤、福壽寺、砂子子及び保原に限る。）及び保原町柱田（扶兵、平、宮内、前田、内藤、福壽寺、砂子子及び保原に限る。）限る。

浜町、旧塩屋町、旧木井沢村、旧田代村、(若代地区)及び旧大木戸村、桑折町(旧半田村及び旧豊崎村の区域に限る)、国見町(旧大木戸村及び旧小坂村の区域に限る)、郡山市(旧久喜村の区域に限る)、郡山市(旧山田村の区域に限る)、(山形町)旧日高村の区域に限る)、(天井町)旧日高村の区域に限る)、(太田町)旧日高村の区域に限る)。

*4 福島県福島市(旧福島市、旧小国村、旧立子村、旧松川町、旧水原村、旧下川崎村及び旧平田村の区域に限る。)、郡山市(旧富久山町の区域に限る。)、いわき市(旧山田町の区域に限る。)、須賀川市(旧西袋村の区域に限る。)、相馬市(旧玉野村の区域に限る。)、二本松市(旧

川町の区域に限る)、田村市、都路町、船引町、船引町中山字小倉、船引町中山字下馬尻、常葉坂町田原、常葉坂町山根並びに市内国有林・森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域に限る)、南相木村、小高区原、原区片(字)行津(字)津の区域に限る)、馬場(字)五台山、字横川及び赤木師岳の区域に限る)、高丘(字)助常、字吹屋津、字七条(字)森、字木柿森の区域に限る)、小浜(字)字形沢間(字)形沢の区域に限る)、小浜(字)字原の区域に限る)、小浜(字)字形沢間(字)形沢の区域に限る)、

(市)（旧堰本村）、井川沢村、富井町、古井掛町、旧小国村及び日吉町の区域に限る。）、本宮市（白岩村の区域に限る。）、川俣町（山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から165林班までの区域に限る。）、大玉村（旧玉井村の区域に限る。）、広野町（柏葉町）、川内村及びみや村（内国有林福島森林管理署2304林班、2305林班及び2310林班から2312林班までの区域に限る。）

*6 福島県南相馬市(平成24年3月30日付け指示により指定された帰還困難区域を除く区域に限る)、川俣町(平成25年8月7日付け指示により指定された居住定着区域に限る)、郡山市(平成25年5月7日付け指示により指定された帰還困難区域に限る)、大熊町(平成24年11月30日付け指示により定められた帰還困難区域を除く区域に限る)、双葉町(平成25年5月15日付け指示により定められた帰還困難区域を除く区域に限る)、浪江町(平成22年3月31日付け指示により定められた帰還困難区域を除く区域に限る)。

く区域に限る。)、川内村(平成24年3月30日付け指示により設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域に限る。)、茅尾村(平成25年3月7日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)及び飯舘村(平成24年6月15日付け指示により設定された帰還困難区域を除く区域に限る。)

*6 アイナメ、アカシマリバ、イカナゴ（稚魚を除く。）、インガレイ、ウスマバル、ウミタナゴ、エゾソイアイナメ、カサゴ、キツネメバル、クロウシノシタ、クロソイ、クロダイ、ケムシカジカ、コモンカスベ、サクラマス、サブロウ、ショウサイフグ、シロメバル、ズスキ、ナガツカニ、ニベ、ヌマガレイ、パパガレイ

イ、ヒガソウ、ヒラム、ホウボウ、ホウガレイ、ホシザクラ、マアナ、マコガレイ、マコチ、マダラ、マツカラ、ムシガレイ、ムラソイ、メイガレイ、ユメカサゴ、ビノスガイ、キタムラサキウニ、サヨリ

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年5月15日現在

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、鰺ヶ沢町、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シイタケ(露地栽培)	大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ(露地栽培)	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町
	タケノコ	一関市、陸前高田市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、北上市、遠野市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、平泉町
雑穀	大豆	一関市(旧磐清水村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウゲイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。)ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畠ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流、豊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町(旧耕野村の区域を除く。)
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさそてつ(ごこみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、大和町、南三陸町
	ぜんまい	気仙沼市、大崎市、丸森町
	たらのめ(野生のものに限る。)	気仙沼市、栗原市、大崎市
雑穀	大豆	栗原市(旧金田村の区域に限る。)(ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆を除く。)
穀類	米(平成25年産)	栗原市(旧沢辺村の区域に限る。)(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される米を除く。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち釜房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒砥沢ダムの上流(支流を含む。)、広瀬川(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、濁川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
	アユ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、白幡堰堤の上流を除く。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウゲイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
山形県		出荷制限
肉	クマの肉	全域
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シイタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	コモンカスペ	
	シロメバル	
	スズキ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	イシガレイ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
	ギンブナ(養殖を除く。)	
肉	ウナギ	茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。.

*当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等:平成26年5月15日現在

栃木県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市(旧岩舟町を除く。)、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シイタケ(施設栽培)	日光市、大田原市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町 鹿沼市、矢板市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塩谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塩谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町 (<i>くさそてつ(こごみ)</i> (野生のものに限る。) 大田原市、那須塩原市、那須町)
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、市貝町、塩谷町、高根沢町、那須町、那須川町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、那須町
	たらのめ(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、 さくら市 、市貝町、塩谷町、那須町
肉	わらび(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
イノシシの肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
群馬県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、みなかみ町、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	シカの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
埼玉県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
千葉県		出荷制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(露地栽培)を除く。)
	原木シイタケ(施設栽培)	君津市、富津市 山武市(ただし、県の定める管理計画に基づき管理される原木シイタケ(施設栽培)を除く。)
	タケノコ	柏市、我孫子市、白井市、栄町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
	コイ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
	ウナギ	千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)ただし、印旛排水機場及び印旛水門の上流、両総用水第一揚水場の下流、八筋川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
肉	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。
新潟県		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び栗島浦村を除く。)
山梨県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	小諸市、佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村、佐久穂町
静岡県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士宮市、富士市、御殿場市、小山町

* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

(参考資料2)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

青森県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 十和田市、龍上町	
	H24.10.30～: 青森市	
	H25.10.1～: 鎮ヶ沢町	
水産物 マダラ	H24.8.27～H24.10.31解除: 青森県東通村尻居崎灯台と北海道函館市恵山岬灯台とを結ぶ線、同線の中心点の正東の線、北海道えりも町襟裳岬灯台の正南の線、最大高潮時海岸線と青森岩手県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
岩手県		出荷制限
たけのこ 原木くりたけ(露地栽培)	H24.5.31～: 一関市、奥州市	
	H25.4.30～: 鹿前高田市	
	H24.11.12～: 一関市、奥州市	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.4.13～: 鹿前高田市、住田町	
	H24.4.20～: 大船渡市	
	H24.4.25～: 一関市、金石市、美保市、牛乳町、大槌町	
原木なめこ(露地栽培)	H24.6.7～: 花巻市、北上市、遠野市、金ヶ崎町、山田町	
	H24.5.10～H25.4.9解除: 盛岡市	
	H24.10.18～: 大船渡市、釜石市	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.23～: 鹿前高田市	
	H24.10.23～: 一関市、奥州市	
	H24.11.2～: 一関市、奥州市	
こしあぶら	H24.10.11～: 一関市、鹿前高田市、平泉町	
	H24.10.16～: 釜石市	
	H24.5.14～: 盛岡市	
せり(野生のものに限る。)	H24.5.15～: 釜石市	
	H24.5.18～: 奥州市	
	H24.10.29～: 大船渡市、金ヶ崎町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.11.7～: 住田町	
	H25.10.9～: 住田町	
	H24.6.10～: 奥州市、花巻市	
雜穀 大豆	H24.5.14～: 盛岡市	
	H24.5.30～: 一関市、奥州市	
	H24.6.15～: 一関市、奥州市	
穀類 ソバ	H24.6.18～: 住田町	
	H24.5.16～: 奥州市、鹿前高田市	
	H25.6.17～: 一関市	
水産物 スズキ	H25.6.4～H25.8.30解除: 岩手県内の大川(支流を除く。)及び象潟川(支流を含む。)	
	H24.10.25～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
マダラ	H24.5.2～H25.1.17解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び青森県最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4～H25.8.30解除: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.5.8～: 象潟川(支流を除く。)	
ヒラメ	H24.5.8～: 象潟川(支流を含む。)及び象潟川(支流を含む。)	
	H24.5.11～: 岩手県内の内大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち田代四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入瀬ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田麻ダムの上流、御取ダムの上流、疊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
	H24.6.12～: 気仙沼(支流を含む。)	
イワナ(養殖を除く。) ウグイ	H24.6.12～: 水城川(支流を含む。)	
	H24.6.11～: 岩手県内の内大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち田代四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入瀬ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田麻ダムの上流、御取ダムの上流、疊沢ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)	
	H24.6.12～: 気仙沼(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.8.1～H23.8.29一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.8.10～: 金城	
	H24.7.26～: 金城	
肉 クマの肉	H24.10.22～: 金城	
	H24.8.1～: 金城	
	H24.8.1～: 金城	
宮城県		出荷制限
野菜類 たけのこ	H24.5.1～: 白石市、丸森町	
	H24.5.29～: 東原市	
	H24.5.1～H24.6.17解除: 丸森町(旧豊岡村の区域に限る。)	
原木しいたけ(露地栽培)	H24.1.18～: 白石市、角田市	
	H24.3.8～: 丸森町	
	H24.3.15～: 麻生町	
野菜類 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.5～: 住田町	
	H24.4.11～: 気仙沼市、南三陸町	
	H24.4.12～: 素戸市	
野菜類 ぐさそてつ(こごみ)	H24.4.19～: 石巻市	
	H24.4.20～: 大崎市	
	H24.4.25～: 豊来市、東松島市	
野菜類 こしあぶら	H24.4.27～: 仙台市、名取市、加美町	
	H24.5.7～: 川崎町、大和町、富谷町	
	H24.5.9～: 色麻町	
野菜類 ゼンマイ	H24.6.10～: 七ヶ宿町	
	H24.5.18～: 大衡村	
	H24.10.18～: 東松島市、大崎市	
野菜類 たらのめ(野生のものに限る。)	H24.5.7～: 大崎市	
	H24.5.7～: 気仙沼市、丸森町	
	H24.5.17～: 大崎市	
雜穀 大豆	H26.1.4～H25.3.15一部解除: 東松島市(旧金合村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される大豆は出荷制限の対象から除く。)	
	H26.3.19～: 東松島市(旧武利村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)	
	H24.11.16～H24.11.21解除: 東松島市(旧金合村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
穀類 ソバ	H24.12.14～H28.2.25解除: 大崎市(旧一葉村の区域に限る。)(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるソバは出荷制限の対象から除く。)	
	H24.8.28～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.11.6～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 クロダイ	H24.4.12～: 最大高潮時海岸線上岩手宮城島両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.10.25～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.10.25～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 スズキ	H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4～H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.10.25～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒラメ	H24.5.30～H25.4.1解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.4～H25.8.30解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H24.10.25～: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 マダラ	H24.5.2～H24.8.30解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム未満のものに限る。)	
	H24.5.2～H25.1.17解除: マダラ(1尾の重量が1キログラム以上のもとのものに限る。)	
	H24.5.2～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
水産物 ヒガシフグ	H24.5.8～H26.2.18解除: 宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市社鹿半島最大高潮時海岸線で囲まれた海域	
	H25.6.27～H25.12.25解除: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)のうら、白幡堀堤より上流の白石川(支流を含む。)	
	H24.6.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
水産物 アユ(養殖を除く。)	H24.6.14～: 大船渡の大量ダムより上流(支流を含む。)及び名取川の萩原水門の上流(支流を含む。)	
	H24.6.24～: 三泊川のうち原跡ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴来及びその支流並びに蓬川4号堰堤の上流を除く。)	
	H24.6.28～: 江合川のうち原跡ダムの上流(支流を含む。)及び二泊川のうち荒瀬沢ダムの上流(支流を含む。)	
水産物 イワナ(養殖を除く。)	H24.8.22～: 一泊川のうち花ざわダムの上流(支流を含む。)及び基石川のうち豊原ダムの上流(支流を含む。)	
	H24.12.28～: 庄原川(支流を含む。)	
	H24.4.20～: 宮城県内の阿武隈川(支流を含む。)ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)	
水産物 ウグイ	H24.5.27～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	
	H24.6.18～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	
	H24.5.28～: 宮城県内の北上川(支流を含む。)	
肉 牛の肉	H23.7.28～H23.8.19一部解除: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	
	H24.6.22～: 角田市、丸森町、山元町	
	H24.6.25～: 金城(上北限域を除く。)	
肉 イノシシの肉	H24.6.25～: 金城(上北限域を除く。)	
	H24.6.25～: 金城	
	H24.6.25～: 金城	

* [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

山形県	出荷制限
肉 カマの肉	H24.9.10～: 全域
茨城県	出荷制限
原乳	H23.3.23～4.10解除: 全域
ホウレンソウ	H23.3.21～4.17解除: 全域(下記の地域を除く。) H23.3.21～6.1解除: 北茨城市、高新区
カキナ	H23.3.21～4.17解除: 全域
バセリ	H23.3.23～4.17解除: 全域
野菜類	H24.4.6～: 鴻巣市、小美玉市、つくばみらい市 H24.4.19～: 石岡市、龍ケ崎市、鹿手市、守谷市、茨城町、利根町 H24.4.19～: ひたちなか市、鉾田市、東霞村 H24.4.20～: 北茨城市、大湊町
原木シタケ(露地栽培)	H23.10.14～: 土浦市、行方市、鉾田市、小美玉市 H23.11.0～: 茨城町、阿見町 H24.4.8～: 常陸大宮市、守谷市、つくばみらい市 H24.4.19～: ひたちなか市、那珂市
原木シタケ(施設栽培)	H23.10.14～: 土浦市、鉾田市 H23.11.10～: 茨城町
こしあぶら	H24.5.2～: 日立市、常陸大宮市(野生のものに限る。) H24.5.10～: 常陸大宮市(野生のものに限る。)
水産物	H24.7.5～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、北緯38度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 H24.7.5～H25.5.28解除: 北緯38度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 スキ H24.4.17～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 シロメバル H24.4.13～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ニベ H24.4.17～H26.5.14解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 マダラ H24.11.9～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 ヒラメ H24.4.17～H24.5.23解除: 北緯36度38分の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 コモンカスペ H24.6.1～: 最大高潮時海岸線上栃木茨城両県界の正東の線、我が国排他的經濟水域の外縫線、最大高潮時海岸線上栃木千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域 アメリカマズ(養殖を除く。) H24.4.17～: 鹿ヶ崎市、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に進入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。) ギンブナ H24.4.17～: 鹿ヶ崎市、北浦及び外洋漁港並びにこれらの漁港に進入する河川並びに常陸利根川(養殖を除く。) ウナギ H24.5.7～H26.1.30～: 茨城県内の那珂川(支流を含む。) H25.11.12～: 茨城県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。)
肉 インシの肉	H23.12.2～H23.12.21～一部解禁: 金城(県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるインシの肉を除く。)
その他 茶	H23.6.2～H25.1.11解除: 結城市、龍ヶ崎市、下妻市、取手市、ひたちなか市、鹿嶺市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村 H23.6.2～10.18解除: 古河市、常總市、坂東市、八千代町、境町 H23.0.2～H24.4.9解除: 大子町 H23.6.2～H24.5.23解除: 常陸大田市、常陸大宮市 H23.6.2～H24.5.30解除: 石岡市、那珂市、城里町 H23.6.2～H24.6.5解除: 鉾田市 H23.6.2～H24.7.24解除: 水戸市 H23.6.2～H24.8.20解除: 高萩市 H23.6.2～H24.9.12解除: 日立市 H23.6.2～H24.10.5解除: 茨城町 H23.6.2～H24.10.11解除: つくば市 H23.6.2～H25.4.3解除: 牛久市 H23.6.2～H25.5.29解除: 土浦市、北茨城市、笠間市 H23.6.2～H25.6.17解除: 小美玉市
栃木県	出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域
原木シタケ(露地栽培)	H24.2.15～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.10～: 宇都宮市、さくら市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、逆瀬川 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、真岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那須川町 H24.4.13～: 栃木市(那須塩原市を除く。)、壬生町 H24.2.15～H25.10.23～一部解禁: 矢板市 H24.4.10～: 芳賀町、那須町 H24.4.12～: 大田原市 H24.5.29～: さくら市 H24.6.4～H26.4.17～一部解禁: 鹿沼市 H24.6.28～: 壬生町 H24.1.29～: 日光市 H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、真岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 宇都宮市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.8～: 壬生町 H24.1.11.2～: 那須烏山市 H24.1.11.4～: 那須塩原市、日光市 H24.10.4～: 矢板市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.25～: 佐野市 H24.11.12～: 鹿沼市 H24.11.3～: 壬生町 H24.1.11.2～: 那須烏山市 H24.1.11.4～: 那須塩原市、日光市 H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐子町、那須川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市 H24.6.3～: 佐野市 H24.6.13～: 矢板市 H24.6.19～: 那須町 H24.6.25～: 大田原市 H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐子町、那須川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 那須塩原市、那須町 H24.5.7～: 日光市 H24.6.3～: 佐野市 H24.6.13～: 矢板市 H24.6.19～: 那須町 H24.6.25～: 大田原市 H24.8.2～: 日光市、真岡市、那須塩原市、盐子町、那須川町 H24.8.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 矢板市 H24.8.15～: 那須町 H24.8.29～: 大田原市 H24.10.10～: 塙谷町 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.5.1～: 宇都宮市、日光市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.5.7～: 日光市、那須町 H24.5.17～: 鹿沼市 H24.5.18～: 宇都宮市、日光市 H24.5.28～: 矢板市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。) H24.5.2～: さくら(こごみ)(野生のものに限る。) H24.5.2～: こしあぶら(野生のものに限る。) H24.5.2～: さんしょう(野生のものに限る。) H24.5.2～: せんまい(野生のものに限る。)
タケノコ	H24.5.1～: 大田原市、那須町 H24.5.7～: 日光市、大田原市 H24.6.13～: 矢板市 H24.6.19～: 那須町 H24.6.25～: 大田原市、那須町 H24.6.25～: 鹿沼市、茂木町 H24.6.25～: 宇都宮市、那須烏山市 H24.6.27～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 H24.6.15～: さくら市 H25.4.25～: 那須川町 H26.4.25～: 高根沢町 H26.4.30～: 市貝町 H24.6.1～: 宇都宮市、日光市 H24.6.14～: 那須塩原市 H24.6.18～: 大田原市 H24.5.7～: 日光市、那須町 H24.5.17～: 大田原市、那須町 H24.5.18～: 鹿沼市、日光市 H24.5.28～: 矢板市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.5.1～: 那須町 H24.5.2～: 市貝町 H25.4.16～: 宇都宮市 H25.4.18～: 塙谷町 H26.4.18～: 日光市 H26.5.1～: 那須塩原市 H26.5.16～: さくら市
わらび(野生のものに限る。)	H24.5.17～: 大田原市、鹿沼市 H25.4.18～: 宇都宮市、日光市 H25.5.28～: 矢板市
クリ	H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.18～: 大田原市

* の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成26年5月15日現在

栃木県		出荷制限
水産物	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.8.10～H25.1.23解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。) H24.9.10～H25.3.26解除: 永野川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.20～H25.12.17解除: 栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ウグイ(養殖を除く。)	H24.5.7～H24.9.28解除: 大芦川(支流を含む。ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.9.28解除: 荒井川(支流を含む。) H24.5.30～H25.1.23解除: 武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塙原ダムの上流及びその支流を除く。)
肉	牛の肉	H23.8.2～H23.28～一部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理される牛を除く。)
	イノシシの肉	H23.12.2～H23.12.5～一部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	H23.12.2～：金城
その他	茶	H23.7.8～H24.6.1解除: 栃木市 H23.6.2～H25.3.26解除: 大田原市 H23.6.2～H25.5.31解除: 鹿沼市
群馬県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.4.25～：沼田市、東吾妻町、綾部村 H24.10.10～：高崎市 H24.10.16～：安中市 H24.10.23～：長野原町 H24.11.13～：みなかみ町
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.4.27～：吾妻川のうち岩鳥橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.4.27～H24.1.19解除: 蒲根川(支流を含む。) H24.4.27～H25.4.25解除: 小川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
	イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～：吾妻川のうち岩鳥橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。) H24.6.9～H24.11.19解除: 島川のうち川田橋の上流(支流を含む。) (H24.8.8～H25.8.26解除: 南根川(支流を含む。))
水産物	イノシシの肉	H24.10.10～：全城
	クマの肉	H24.9.10～：全城
	シカの肉	H24.11.14～：全城
肉	ヤマドリの肉	H25.1.23～：全城
	茶	H23.6.30～H24.5.28解除: 桐生市 H23.6.30～H25.6.7解除: 津川市
埼玉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H24.10.16～：飯能町、皆野町
	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：ときがわ町 H24.11.5～：地山町
千葉県		出荷制限
農産物	ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町
	シュンギク、チンゲンサイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	ハゼリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	セルリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市
	タケノコ	H24.4.5～H25.10.23解除: 市原市、木更津市 H24.4.8～：我孫子市、茅ヶ崎市 H24.4.11～：船橋、白井市 H24.4.11～H25.10.23解除: 八千代市 H24.4.12～H25.10.23解除: 船橋市 H24.4.18～H25.10.23解除: 芝山町
	原木シタケ(露地栽培)	H23.10.11～：我孫子市、君津市 H23.11.18～：流山市 H23.1.22.2～：佐倉市 H24.2.23～：印西市 H24.4.10～：白井市 H24.4.18～：千葉市、八千代市 H24.5.10～H24.3.19～一部解除: 山武市 H24.1.14～：富津市
	原木シタケ(施設栽培)	H24.5.16～H26.3.19～一部解除: 山武市 H24.1.14～：富津市 H24.1.21.4～：君津市
	キンブナ	H24.7.19～：手賀沼及び手賀沼に流入する脇川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	コイ	H25.7.3～：手賀沼及び手賀沼に流入する脇川(支流を含む。)、手賀川(支流を含む。)
	ウナギ	H26.1.12～：千葉県内の利根川のうち境大橋の下流(支流を含む。ただし、印旛海水浴場及び印旛水門の上流、西郷用水第一攝水機場の下流、八勝川、与田浦並びに与田浦川を除く。)
水産物	イノシシの肉	H24.11.5～H25.1.18～一部解除: 金城(県の定める出荷: 検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	茶	H23.6.2～0.7解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 勝浦市 H23.6.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.6.2～H24.5.28解除: 野田市、富里市、山武市 H23.6.2～H25.5.13解除: 成田市
神奈川県		出荷制限
その他	茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.6.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.6.2～10.14解除: 爱川町、清川村 H23.6.23～10.26解除: 相模原市 H23.6.27～10.26解除: 中井町 H23.6.2～11.1解除: 小田原市 H23.6.2～11.10解除: 真鶴町 H23.6.2～H24.10.19解除: 温湯原町
新潟県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.11.5～：全城(佐渡市及び東島波村を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～：富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村	
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.20～：駒井沢町、御代田町 H24.10.1～：小海町、南牧村 H24.10.1～：佐久市 H25.10.1～：小諸市 H26.10.21～：佐久穂町
静岡県		出荷制限
農産物 キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～：御殿場市、小山町 H25.10.3～：富士宮市、富士市	

* ■の箇所は、出荷制限の対象

(参考資料3)

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績・平成26年5月15日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～5.4解除：白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.11解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～6.1解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～6.23解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町	
	H23.3.23～11.4解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村	
野菜 結球性葉菜類(キャベツ等)	H23.3.23～5.4解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.11解除：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉町、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村	
	H23.3.23～5.25解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.3.23～下記の地域以外	
	H23.3.23～4.27解除：白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)	
	H23.3.23～5.4解除：いわき市	
	H23.3.23～5.11解除：郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村	
	H23.3.23～5.18解除：会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町	
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	H23.3.23～6.15解除：新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峰、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村	
	H23.3.23～10.28解除：広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)	
	H23.3.23～H25.3.29解除：田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)	
	H23.4.13～：飯館村	
キノコ類(野生のものに限る。)	H23.9.8～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)	
	H23.9.15～：いわき市、棚倉町	
	H23.9.20～：南相馬市	
水産物	イカナゴの稚魚	H23.4.20～H24.6.22解除：全域
	ヤマメ(養殖を除く。)	H24.3.29～：新田川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、椎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村
		H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村

*■の箇所は摂取制限の対象